

## 9 各種保健医療福祉計画の策定及び実施

保健師は、地域の健康課題を解決するために、住民、関係者及び関係機関等と協働して各種保健医療福祉計画(健康増進計画、がん対策推進計画、医療費適正化計画、特定健康診査等実施計画、母子保健計画、障害福祉計画、介護保険事業支援計画又は介護保険事業計画、医療計画等をいう。以下同じ。)を策定するとともに、それらの計画が適切かつ効果的に実施されるよう各種保健医療福祉計画の進行管理及び評価を関係者及び関係機関等と協働して行うこと。

### Key word

- ・ 計画策定
- ・ 計画の進行管理、評価

### 例えばこういう活動

杵岐保健所では、杵岐地域保健医療対策協議会において「第7次長崎県医療計画 第7節 杵岐医療圏」の策定や「前医療計画～二次医療圏ごとの課題と施策の方向性 杵岐医療圏～」の進捗状況の評価を実施するとともに、長崎県が策定した各計画（長崎県老人福祉計画等）を推進するため、関係協議会（精神、母子、地域職域、地域リハビリテーション、感染症、歯科）において協議し、推進を図っている。

杵岐市へは各種保健医療福祉計画（地域福祉計画、障がい者計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等）の策定を支援し、計画の推進への指導・助言を行っている。

各協議会の中でそれぞれの計画の推進・評価を行い、次年度の効果的な事業実施につなげている。

## 10 人材育成

保健師は、これらの活動を適切に行うために、主体的に自己啓発に努め、最新の保健、医療、福祉、介護等に関する知識及び技術を習得するとともに、連携、調整や行政運営に関する能力及び保健、医療、福祉及び介護の人材育成に関する能力を習得すること。

### Key word

- ・ 計画的な町の新任保健師育成支援
- ・ 指導保健師の人材育成

### 例えばこういう活動

上五島保健所では、長崎県新任保健師現任教育ガイドライン及び長崎県保健師人材育成ガイドラインに基づき、小値賀町の新任保健師研修の支援を行った。統括保健師、教育担当保健師に該当する保健師が小値賀町にいないため、保健所の企画保健課長が総括保健師、主任技師が教育担当保健師として支援した。長崎県保健師人材育成ガイドラインの能力チェックシートで評価を行い、OJT 計画書を小値賀町の指導保健師が新任保健師と協同で作成し、それに基づき研修を実施した。採用 3 か月後、6 か月後、1 年後の面談と指導者会議を実施し研修評価及び必要に応じ計画修正を行った。その他保健所は、母子、精神障害者、難病患者等家庭訪問、巡回療育相談事業時の OJT を実施した。小値賀町の指導保健師の人材育成の機会ともなった。



## Ⅱ 活動領域に応じた保健活動の推進（県保健所）

【「保健師活動指針」より】

保健師活動指針の「活動領域に応じた保健活動の推進」として、保健活動の留意点が示された。

**本県の保健師活動においては、以下の事項について留意のうえ、地域の実情を踏まえた保健活動を行う。**

### 1 県保健所等

都道府県保健所等

都道府県保健所等に所属する保健師は、所属内の他職種と協働し、管内市町村及び医療機関等の協力を得て広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。

また、生活習慣病対策、精神保健福祉対策、自殺予防対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策、肝炎対策、母子保健対策、虐待防止対策等において広域的、専門的な保健サービス等を提供するほか、災害を含めた健康危機への迅速かつ的確な対応が可能になるような体制づくりを行い、新たな健康課題に対して、先駆的な保健活動を実施し、その事業化及び普及を図ること。

加えて、生活衛生及び食品衛生対策についても、関連する健康課題の解決を図り、医療施設等に対する指導等を行うこと。

さらに、地域の健康情報の収集、分析及び提供を行うとともに調査研究を実施して、各種保健医療福祉計画の策定に参画し、広域的に関係機関との調整を図りながら、管内市町村と重層的な連携体制を構築しつつ、保健、医療、福祉、介護等の包括的なシステムの構築に努め、ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの推進を図ること。

市町村に対しては、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言、支援及び連絡調整を積極的に行うよう努めること。

#### Key word

- ・ 広域的な健康課題の把握 ・ 専門的な保健サービスの提供
- ・ 新たな健康課題に対して先駆的な保健活動の実施および事業化
- ・ 生活衛生、食品衛生に関連した健康課題の解決
- ・ 医療施設への指導
- ・ 調査研究
- ・ 各種保健医療福祉計画策定に参画
- ・ 市町との重層的な連携構築
- ・ 保健、医療、福祉、介護等の包括的なシステムの構築
- ・ ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの推進
- ・ 市町村に対し、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言、支援及び連絡調整

### (1) 実態把握及び健康課題の明確化

地域診断を実施し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにするとともに、各種情報や健康課題を市町村と共有すること。

### (2) 保健医療福祉計画策定及び施策化

地域診断により明らかとなった地域の健康課題に取り組むために、目標の設定、保健事業の選定及び保健活動の方法等について検討を行い、各種保健医療福祉計画を策定するとともに、これらの計画に盛り込まれた施策を事業化するための企画、立案、予算の確保を行い、保健活動の実施体制を整えること。また、都道府県及び市町村が策定する各種計画の策定に参画又は協力すること。

### (3) 保健サービス等の提供

地域の各種保健医療福祉計画に基づき、訪問指導、健康相談、健康教育、地区組織活動の育成及び支援等の活動方法を適切に用いて、ソーシャルキャピタルの醸成・活用を図りながら、保健サービス等を提供すること。

ア 市町村及び関係機関と協力して住民の健康の保持増進に取り組み、生活習慣病の発症及び重症化を予防すること。

イ 精神障害、難病、結核・感染症、エイズ、肝炎、母子保健、虐待等多様かつ複雑な問題を抱える住民に対して、広域的かつ専門的な各種保健サービスを提供すること

ウ 災害対応を含む健康危機管理に関して、適切かつ迅速な対応を行うことができるよう、平常時から体制を整えるとともに、健康危機の発生時には、関係職員と十分に連携を図り、協働して保健活動を行うこと。また、災害発生時においては、市町村の被災者健康管理等に関する支援・調整を行うこと。

エ 生活困窮者に対し、社会経済状況の違いによる健康状態の差が生じないよう健康管理支援を行うこと。

オ ソーシャルキャピタルを広域的に醸成し、その活用を図るとともに、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努めること。

カ 生活衛生及び食品衛生に関わる健康問題に対して、他の専門職員等と十分に連携を図り、協働して保健活動を行うこと。

#### (4) 連携及び調整

管内における保健、医療、福祉、環境、教育、労働衛生等の関係機関及び関係者の広域的な連携を図るために、所属内の他の職員と協働して協議会等を開催し、その運営を行うこと。また、管内の市町村間の連絡、調整を行うこと。

ア 管内市町村の健康施策全体の連絡、調整に関する協議会等の運営を行うこと。

イ 精神障害、難病、結核・感染症、エイズ等の地域のケアシステムを構築するための協議会を運営し活用すること。

ウ 市町村の規模により、市町村単独では組織化が困難な健康増進、保健医療、高齢者福祉、母子保健福祉、虐待防止、障害福祉等に関するネットワークを構築すること。

エ 関係機関で構成される協議会等を通じて、職域保健、学校保健等と連携及び協働すること。

オ 保健衛生部門の保健師は、保健師の保健活動を総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導を行うこと。

カ 保健師等の学生実習の効果的な実施に努めること。

#### (5) 研修（執務を通じての研修を含む）

市町村及び保健、医療、福祉、介護等に従事する者に対する研修を所属内の他の職員等と協働して企画及び実施すること。

#### (6) 評価

保健所等が行った保健活動について、所属内の他の職員とともに、政策評価、事業評価を行い、保健活動の効果を検証し、必要に応じて保健事業等や施策に反映させること。

## 【語句の説明】

### \* 1 業務担当制

母子保健、成人保健および精神保健等の分野で分担し、分野の業務（事業）が活動のベースとなっている保健活動体制

### \* 2 ソーシャルキャピタル

「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来のフィジカル・キャピタル（物的資本）、ヒューマン・キャピタル（人的資本）などとならぶ新しい概念である。〔平成 24 年 3 月 27 日厚生労働省「地域保健対策検討会報告書～今後の地域保健対策のあり方について～〕

### \* 3 公衆衛生看護学

平成 23 年度から施行された改正保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）においては、保健師の役割と専門性をより明確化するため、教育内容が「地域看護学」から「公衆衛生看護学」へと変更になった。**公衆衛生看護**は、公衆衛生学及び看護学に基礎を置き、地域住民の健康の保持増進を図ることを含め、時代とともに変化する地域社会とその健康問題を把握し、問題解決のために実践する保健・医療・福祉活動を指す。日本国憲法第 25 条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という国民の権利・義務及び国の義務が定められており、公衆衛生看護は、この公衆衛生を看護の立場から実践していくものである。

なお、平成 24 年 7 月に、354 人の発起人により日本公衆衛生看護学会が設立され、公衆衛生看護学の学術的発展と、研究・教育及び活動の向上と推進を目指した活動が行われている。

### \* 4 ヘルスプロモーション

人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。ヘルスプロモーションは、公衆衛生の中心的な機能を果たしており、感染症や非感染症そしてその他健康を脅かすものに取り組むことに貢献するものである。

具体的には、①健康的な施策づくり、②健康的な生活習慣や保健行動の実践を容易にするような環境づくり、③コミュニティ活動の強化、④個人技術の向上、⑤ヘルスサービスの考え方の転換により、自らの健康と健康を決定する身体的要素、ライフスタイル、行動様式などの要因をコントロール、改善するプロセスである。〔平成 19 年 3 月厚生労働省「市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書」から抜粋〕

### \* 5 地域診断

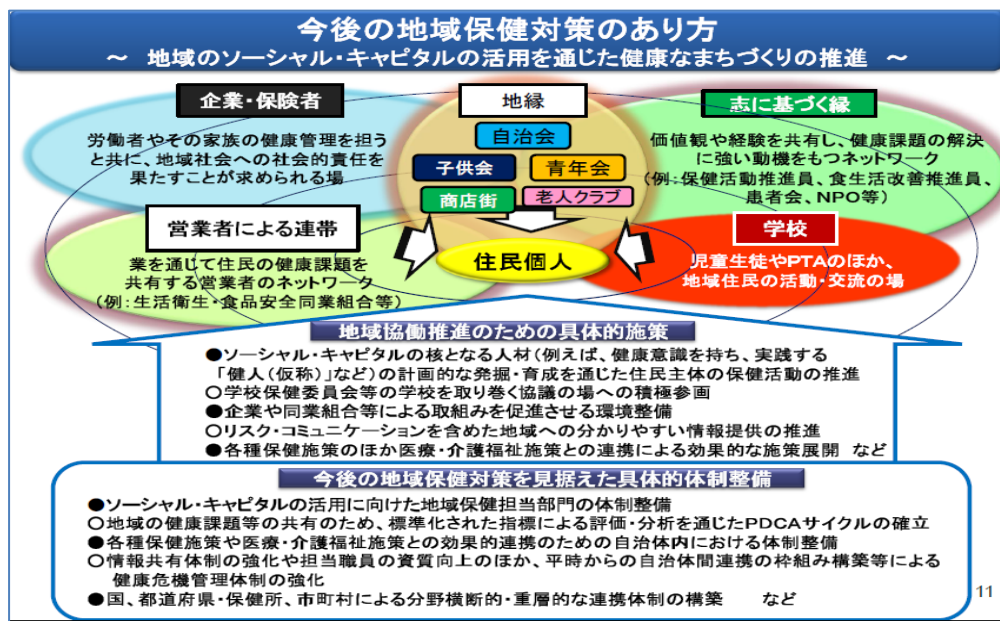
地域生活関連情報から、コミュニティの顕在的、潜在的ヘルスニーズと健康課題を明らかにすると同時に、その課題の背景にも留意しながら、地域課題を軽減・解消していく一連のプロセス（地域診断の企画、量的データの収集、質的データの収集、アセスメント、診断）である。

〔地域診断から始まる見える保健活動実践推進事業報告書（平成 23 年 3 月）抜粋〕

## \* 6 地区活動

地域の健康格差を縮小させながら、健康水準の向上をもたらすために、一人ひとりの健康問題を地域社会の健康問題と切り離さずに捉え、個人や環境、地域全体に働きかけ、個別はもちろん、地域の動きを作り出す活動である。

この地区活動を、保健師は、家庭訪問や健康教育、健康相談、地区住民との協働などの手法を用いて、対象地区に入り込み、地区の伝統や風土（地理的条件・歴史的条件・文化社会的条件など）と個々の生活意識や行動を結びつけながら行っている。〔平成 20 年度地域保健総合推進事業「地区活動のあり方とその推進体制に関する検討会報告書」から抜粋〕



「地域保健対策検討会報告書 ～今後の地域保健対策のあり方について～」より H24.3.27 地域保健対策検討会

## 【引用・参考文献】

- 1) 柴川ゆかり. 業務分担制から「重層型」への移行と成果 豊田市の取り組み. 「保健師ジャーナル」. 2015, 11, p 917-923
- 2) 大場エミ. 保健師現任教育の全国状況. 「保健師ジャーナル」. 2009, 65, 06, p 434-437
- 3) 宮崎紀恵. 「魂」の熱さはなぜ重要？パッションはアクションの原動力になる！「保健師ジャーナル」. 2012, 68, 8-12
- 4) 中板育美. いまの時代に求められる「地区担当制」とは. 「保健師ジャーナル」. 2015, 11, p 911-916
- 5) 日本看護協会出版会. 「新版 保健師業務要覧 第3版 2018年版」. 2018, 1, p 94-139
- 6) 松尾睦. 職場が生きる 人が育つ「経験学習」入門. ダイアモンド社. P21. 2011
- 7) 松尾睦. 「経験学習」ケーススタディ. ダイアモンド社. P17. 2015
- 8) 中板育美. 平成 21 年度 保健師中央会議資料「地域（地区）というフィールドを踏みしめて～保健師らしい地区活動をすすめるために～」P17
- 9) 一般社団法人日本看護系大学協議会. 「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標 30.6 p5
- 10) 松尾睦. 職場が生きる人が育つ「経験学習」, ダイアモンド社, 2011
- 11) 稗圃砂千子. 「保健師魂の概念分析」. 2018.2

## 【イラスト】

- 1) 西彼保健所 健康対策班：主任技師 楠本 奈津美

## 第5章 全体会・ワーキングの経過

令和元年5月29日長崎県福祉保健課

日程		会議名	内容
5月	29日（火）	圏域統括保健師会議	
6月	11日（月）	実態調査実施	
	～ 7月2日 （月）	各職場での話し合い	
		調査結果まとめ、集計	
7月	30日（月）	第1回 全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果の報告</li> <li>・進め方の確認</li> </ul>
9月	7日（金）	第1回 ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎県の保健師活動のめざす姿</li> <li>●めざす姿を実現するための実践活動</li> <li>●地域に責任を持つ保健師活動の推進方策 （長崎県版に文章化）</li> </ul>
	27日（木）	第2回 ワーキング	
10月	3日（水）	臨時第1回 ワーキング（TV会議）	
	30日（火）	第3回 ワーキング	
11月	19日（月）	臨時第2回 ワーキング（TV会議）	
12月	17日（月）	臨時第3回 ワーキング（TV会議）	
	27日（木）	臨時第4回 ワーキング（TV会議）	
1月	9日（水）	臨時第5回 ワーキング（TV会議）	
	中旬	指針案 校正	
3月	11日（月）	第2回 全体会	
	下旬	指針案修正及び修正案の確認（メール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針案修正（事務局実施）</li> <li>・修正案確認（事務局実施）</li> </ul>
4月	下旬	指針案修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針案修正（事務局実施）</li> </ul>
5月	下旬	指針案完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針印刷、配布（事務局実施）</li> </ul>
6月	下旬	指針印刷、配布	



## 長崎県保健師活動指針策定 実施要領

- 1 目 的 

近年、地域保健の課題が多種多様化する中で、その課題に対応する業務も複雑かつ困難度が増しており、保健師に求められる能力も高くなっている。

こうした状況の変化に的確に対応するため、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成24年7月）及び「地域における保健師の保健活動について（平成25年4月）」の改正が行われた。

長崎県では、「保健婦業務指針」（昭和40年策定）が昭和55年に改正されたが、主に保健師の業務のノウハウに関する内容に限られており、保健師の活動の本質について示された指針はない。

また、平成28年度に県立保健所の保健師を対象に実施した「保健師人材育成ガイドライン」のアンケート結果で、「保健師の基盤となる能力」の獲得に課題を抱いていると回答した保健師がどの世代でも最も多かった。

そこで、長崎県の保健師活動のめざす姿を掲げ、その実現に向けた保健師活動の本質（コア）を示すことにより、県保健師の保健活動の更なる推進を図り、県民のQOLの向上に資するため、「長崎県保健師活動指針」を策定する。
- 2 期 間 平成30年6月～平成31年1月
- 3 方 法 ワーキングを設置し、モデル県の活動指針を基に長崎県版の活動指針を策定する。
- 4 検討内容
  - (1) 長崎県の保健師活動のめざす姿
  - (2) めざす姿を実現するための活動のコア
  - (3) 地域に責任を持つ保健師活動の推進方策
    - ア 地区担当制の推進
    - イ 統括保健師の役割・機能
    - ウ 体系的人材育成
- 5 検討体制
  - (1) 全体会及びワーキンググループを設置する（別添名簿参照）。
  - (2) ワーキンググループメンバー及び助言者は、全体会とワーキングの両方に出席する。
  - (3) 学識経験者は、全体会に出席する。

## 「長崎県保健師活動指針」策定全体会及びワーキング 名簿

## 1 全体会名簿

所属	職名	氏名	備考
西彼保健所	地域保健課長	野中 伸子	
県央保健所	専門幹	烏山 由美子	
県南保健所	地域保健課長	松尾 明子	
県北保健所	地域保健課長	福田 邦子	
五島保健所	企画保健課長	木口 富士枝	
上五島保健所	企画保健課長	下窄 垂美	
壱岐保健所	係長	一ノ瀬 由紀子	
対馬保健所	企画保健課長	市川 ひとみ	
福祉保健課	課長補佐	稗圃 砂千子	

## 2 ワーキング名簿

所属	職名	氏名	備考
県央保健所	専門幹	烏山 由美子	サブリーダー
県北保健所	地域保健課長	福田 邦子	リーダー
五島保健所	企画保健課長	木口 富士枝	
上五島保健所	企画保健課長	下窄 垂美	

## 3 学識経験者

所属	職名	氏名	備考
長崎県立大学シーボルト校	教授（公衆衛生看護責任者）	久佐賀 眞理	

## 4 助言者

所属	職名	氏名	備考
県央保健所	係長	日野出 悦子	

## 5 事務局

所属	職名	氏名	備考
福祉保健課	医療監	藤田 利枝	
福祉保健課	主任技師	久保 奈々	

# 資料編

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
江戸時代				
1822 (文政5年)	長門でコレラ発生(中国、近畿、東海地方へ蔓延)			
1858 (安政5年)				アメリカの軍艦が清国から長崎に入港し、全国にコレラが蔓延(3年間で死者31万人)
1859				
1865				
1868				
1869 (明治2年)				
1872 (明治5年)	文部省に医務課設置			
1874 (明治7年)		医制公布、病院規則制定		
1875 (明治8年)	衛生行政事務を文部省より内務省に移管			
1875 (明治10年)	コレラ大流行			9月初旬コレラ流行(死者:653人) ※長崎市街、港内外が流行大
1875 (明治11年)				コレラ流行(死者:511人)
1877 (明治12年)	コレラ大流行			コレラ流行(死者:2,469人)
1884 (明治17年)				
1877 (明治19年)	コレラ大流行			
1877 (明治23年)	コレラ大流行			
1877 (明治24年)	コレラ大流行			
1877 (明治28年)	コレラ大流行(明治44年間の死亡者:37万余人)			
1897 (明治30年)	伝染病予防法公布			
1900 (明治33年)	精神病患者監護法・規則制定			
1901 (明治34年)				
1903 (明治36年)				
1904 (明治37年)	内閣府省令で肺結核予防令公布			
1906 (明治39年)				
1907 (明治40年)	らい予防法公布			
1911 (明治44年)				
1912 (明治45年)				
1913 (大正2年)				
1915 (大正4年)				
1916 (大正5年)				
1917 (大正6年)				
1918 (大正7年)				
1919 (大正8年)	結核予防法・トラホーム予防法公布	精神病院法		
1922 (大正11年)				

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
日本で初の職業看護婦出現				
米国最初の巡回看護ニューヨーク市に開設				
北清事変に日本赤十字救護看護婦を派遣				

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
1923 (大正12年)	東京市に児童相談所を設置			
1926 (昭和元年)				
1927 (昭和2年)	花柳病予防法公布 大日本産婆会設立 小児保健所全国25ヶ所設置			県立福江細菌検査所設置  西彼樺島村大火 (200戸余焼失)
1928 (昭和3年)	狂犬病予防事務を農林省から内務省に移管 中央結核予防会が農村結核予防対策答申			
1929 (昭和4年)	内閣府省令で肺結核予防令公布 医師・歯科医師・薬剤師の試験事務を文部省より内務省に移管 健康保険、健康相談事業始める 日本看護協会発足			西彼神ノ浦村大火(300戸全焼) 松浦炭鉱水没事故(死者44人)
1930 (昭和5年)	麻薬取締規則制定 有害避妊用器具取締規則制定 日本精神衛生協会設立			平戸・武生水に県立細菌検査所設置  対馬佐須奈村大火 (150戸余焼失)
1931年 (昭和6年)	らい予防協会設立 寄生虫予防法公布 東京市立健康相談所開設(大塚、広尾)			
1932年 (昭和7年)	学校医・学校歯科医職務規程制定 公立結核予防相談所を設置			
1933 (昭和8年)				11月 長崎市に県立健康相談所設置 看護婦採用し結核指導開始
1934 (昭和9年)	恩賜財団愛育会設立 健康保険相談所を全国120ヶ所設置			佐世保市に県立健康相談所設置
1935 (昭和10年)	東京市模範保健館設立(モデル保健所)			娼妓病院廃止
1936 (昭和11年)	第1回結核予防週間 らい病20年根絶計画策定(内務省決定)	結核死亡激増		
1937 (昭和12年)	母子保護法公布 保健所法公布(全国に49か所の保健所設置)			県立大村細菌検査所廃止
1938 (昭和13年)	厚生省設置 国民健康保険法公布 公衆衛生院創設 結核患者届出規則制定			県立大村保健所設置
1939 (昭和14年)	厚生省結核課設置 乳幼児一斉審査開始 公衆衛生院、養成訓練開始 小児結核予防所を大都市に設置 財団法人結核予防会設立			県立佐世保保健所設置
1940 (昭和15年)	国民優生法、国民体力法公布			
1941 (昭和16年)	医療保護法公布 国民学校令が制定公布	医療関係者徴用令公布		
1942 (昭和17年)	国民保健指導方策要綱の策定 妊産婦手帳公布施行 結核対策要綱策定閣議決定(検診の徹底) 府県の保健衛生行政事務を警察部から内政部に移管	国民医療法 日本医療団令公布 公立結核療養所を医療団に移管 医師会及び歯科医師会令公布		県衛生課が警察部より内政部に移る。 県民生部に国保組合保健婦指導員設置  五島玉ノ浦町大火 (150戸余焼失)
1943 (昭和18年)	薬事法公布 県民運動組織要綱策定 恩賜財団大日本母子愛育会設立			5月 県立福江保健所設置 11月 県立厳原保健所設置 市町村に駐在保健婦を設置
1944 (昭和19年)	各健康保険相談所が保健所に統合される			10月 諫早、島原、武生水(杵岐)、平戸、長崎に県立保健所設置

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
東京市に巡回訪問看護婦を設置(保健婦のはじまり)				
	長崎県看護婦試験実施			
			聖ルカ女子専門学校において公衆衛生看護婦養成	
	6月佐世保市衛生課内に育児相談所開設(本県の保健婦業務のはじめ)保健婦の名称を用いて1名勤務		日赤において社会保健婦養成を開始	
大阪朝日新聞社会事業団に公衆衛生訪問婦協会成立				
東北更新会が模範衛生村に保健婦事業開始 北海道済生会が巡回看護事業開始 中央社会事業協会が農村に保健婦配置				
保健所法の中に保健婦名称が明記され、保健衛生指導の施策が示される。				
愛育会、指定愛育村で保健婦活動始める	保健師3名採用			
大阪府、愛知県遺家族の保健婦訪問始まる	保健師3名採用			
国立公衆衛生院において保健婦短期養成開始				
保健婦規則の公布【保健婦が法的に認められた】				
厚生次官より各地方長官あてに保健婦設置の国庫助成に関する通牒公布(保健婦1人年800円の1/4以内の助成) 高知県で保健婦駐在制開始	3月保健師規則附則第3項により保健婦免状下付		1月九州保健婦養成所設置【6ヶ月養成】	
	1月長崎県保健婦協会創立 市町村に駐在保健婦設置		9月九州保健婦養成所廃止	
				10月県立保健婦養成所設置【6ヶ月制】

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
1945 (昭和20年)	輸血取締規則制定 花柳病予防法特例制定 全国の保健所を675に整理(既設770のうち155が罹災したため) GHQ「公衆衛生対策に関する覚書」			10月 県立小浜保健所設置 県立小浜保健所開設  8月9日原爆投下 (死者73,884人)
1946 (昭和21年)	人口動態調査令制定 公衆衛生監視員制度発足	引揚船にコレラ発生 発疹チフス流行		11月県衛生課内に保健婦採用  長崎・広島に白血病患者出始める
1947 (昭和22年)	日本国憲法施行 GHQ保健所拡充強化に関する覚書 児童福祉法公布 保健所法全面改正 全国保健所長会設立 人口動態を総理府より厚生省に移管	医療制度審議会設置		4月県立志佐(松浦)、瀬戸、吉井保健所設置 9月保健所及び駐在保健婦講習会(県衛生部主催)
1948 (昭和23年)	保健所法政令改正 医師法・歯科衛生士法・歯科衛生士法公布 予防接種法公布 性病予防法公布 優生保護法公布 厚生省医務局に看護課設置 母子手帳制度化 母子衛生対策要綱制定 避妊薬販売許可	医療法に助産所の規定が設けられ、広告制限が強化 日本脳炎大流行		9月国保連合会に在籍していた国保保健婦指導者が県衛生部へ移籍 10月長崎市、佐世保市に保健所設置 県立瀬戸保健所設立 長崎県医師会、大村市医師会、東彼杵郡医師会設立  川棚町集中豪雨 (被害:3億円) 佐世保大水害 (死者:39人)
1949 (昭和24年)	厚生省設置法公布 第1回赤ちゃんコンクール 予防接種による3歳児以下にBCG接種 身体障害者福祉法公布 日本母性保護協会設立			4月衛生部医務課に看護係発足 開拓保健婦設置【助産婦1名、看護婦1名】 県立吉井保健所開設
1950 (昭和25年)	精神衛生法公布 生活保護法公布 伝染病予防法一部改正 医療法改正	社会保険に「完全看護」加算制度導入		赤ちゃんコンクール始まる  県庁舎(立山町)全焼
1951 (昭和26年)	結核予防法全面公布 WHOに加盟 検疫法公布 薬事法一部改正	死因第1位が結核から脳血管疾患へ ポリオ大流行 ポツリヌス中毒発生(北海道)		12月長崎市稲佐保健所設置(中央、稲佐2箇所) 大村保健所、大村市武部郷より同市西三城町へ新築移転 大村市立病院開設 長崎県衛生研究所開設(長崎市中川町)
1952 (昭和27年)	栄養改善法公布 受胎調節相談制度化 国立精神衛生研究所設置 結核医療の基準の制定			6月樺島村に県保健婦駐在 10月小値賀村に保健婦駐在 県衛生部が医務課、環境衛生課、結核予防課、薬務課となる 第1回長崎県総合公衆衛生研究会開催  波佐見町で山崩れ (死傷者:23人)
1953 (昭和28年)	保健所法一部改正 保健所運営協議会設置 らい病予防法公布			10月精神・神経科病院として県立東浦病院開設【100床】
1954 (昭和29年)	法定伝染病に日本脳炎追加 結核対策強化要綱制定 育成医療給付始まる			12月県立整肢療育園開設
1955 (昭和30年)	結核予防法一部改正(結核検診全国民に拡大) 歯科技工士法公布	森永ヒ素ミルク事件 死者:130人		県立武生水保健所を苓岐保健所に改称 県立志佐保健所を松浦保健所に改称
1956 (昭和31年)	厚生省看護科廃止(医務局医事課に看護科として包括) 医薬分業制実施 水俣病公式発見 へき地医療対策開始			
1957 (昭和32年)	結核予防法一部改正(結核検診無料) 結核住民健診無料化 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律公布 社会保険法改正 保健所の診療業務廃止			開拓保健婦活動(西彼地区1名、本庁1名駐在) 保健船「鳩丸」配備(福江保健所)  諫早大水害(死者不明:815人) 大村大水害(死者:19人)



保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
	7月 県保健婦協会改組により県保健婦会となる		新保健婦規則制定 保健婦養成所指定規則制定	8月の原爆投下により養成所被災し、9月 県立保健婦養成所自然消滅
国民健康保険組合に保健婦設置の補助実施(保健婦1人年額1,080円) 日本産婆看護婦保健婦協会設立	9月 長崎県保健婦協会結成 11月衛生課に保健婦採用 月収2,499円			
				4月 県立保健婦養成所設置【2ヵ年制】
保健婦助産婦看護婦法公布 保健婦業務指導要覧発行(厚生省) 3月 開拓保健婦の業務について「入植者の文化厚生指導方針」が決定(開拓保健婦制度誕生) 日本産婆看護婦保健婦協会設立	日本産婆看護婦保健婦協会長崎支部設立			
保健婦業務指導指針(2局長通知)妊産婦、乳幼児の歯科保健指導等始まる。	看護係設置			9月 県立保健婦養成講習所開設【5ヶ月制】
第1回看護婦国家試験実施				3月 県立保健婦養成所廃止
保健師助産師看護師法一部改正 日本看護協会に改称 11月 香川県にて保健婦駐在制度開始	4月 保健婦業務基準作成			
保健師助産師看護師法一部改正 (保健婦助産婦教育水準それぞれ6ヶ月以上、准看護婦制度の設置等)	県保健婦の駐在制始まる(～昭和35年まで)		高知県立女子大学家政学部に衛生看護学科誕生	8月保助看法一部改正により、県立保健婦養成講習所【5ヶ月制】廃止 8月 県立保健婦養成講習所廃止
			東京大学医学部に衛生看護学科特設(初の国立看護大学)	
保健師助産師看護師法一部改正				8月 県立保健婦専門学院開設(8ヶ月制)

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
1958 (昭和33年)	学校保健法公布 児童福祉法一部改正(未熟児訪問、養育医療制度開始) 国民健康保険法改正(国民皆保険制度確立)	ポリオ大流行		被爆者の健康診断開始
1959 (昭和34年)	ポリオ法定伝染病となる。		ホームヘルパー制度発足	3月保健所性病診療所廃止
1960 (昭和35年)	精神薄弱者福祉法公布 じん肺法公布 薬事法公布(全面改正)、薬剤師法公布 厚生省通牒「国民健康保険の保健施設と公衆衛生行政との関係について」「国民健康保険における無医地区対策について」「国民健康保険の保健施設について」保健所と国保保健婦の本質や役割と連携を求めた。			医務看護係が医事係に吸収される
1961 (昭和36年)	新生児訪問指導、3歳児健康診査の実施 結核予防法一部改正 結核患者管理制度 児童福祉法改正(3歳児健康診査制度化) 予防接種法一部改正(ポリオ予防接種追加)	ポリオ生ワクチン一斉投与 サリドマイド禍問題化		各保健所に予防課が新設され、総務及び衛生課の3課となる 7月琴海町母子健康センター設置 波佐見町・東彼杵町役場新庁舎落成 県急性灰白髄炎対策本部設置
1962 (昭和37年)	国立がんセンター開設 コレラ防疫対策実施要綱制定	医療法改正(公的性格を有する病院の開設規制を行う)		8月 県立有川保健所設置 県立瀬戸保健所を大瀬戸保健所と改称 整枝療育園母子入園開始  9月福江市大災(480戸焼失)
1963 (昭和38年)	厚生省医務局に看護課復活(7年ぶり) 老人福祉法制定(老人健康診査開催) 妊娠中毒症訪問指導制度 ジフテリア、百日咳混合ワクチン完成	ライシャワー事件 沖縄で風疹流行		県北開発振興局設置
1964 (昭和39年)	ポリオ生ワクチン法定接種決まる			4月結核専門病院として、県立多良見療養所開設(150床) 佐世保赤十字血液センター業務開始 看護係が復活し、県知事令による看護係長が誕生
1965 (昭和40年)	8月 母子保健法公布 精神衛生法一部改正(2分の1公費負担、精神衛生センター設置、訪問指導等) 保健所における精神衛生業務 理学療法士および作業療法士法制定 白ろう病、職業病と認定 原爆被爆者実態調査実施(初の全国一斉調査)			10月日本対癌協会の胃集団検診車「ひまわり号」を利用し、長崎佐世保地区において集団検診実施
1966 (昭和41年)	老人福祉法一部改正(ホームヘルパー事業始まる)	精神衛生センター設置		4月県立6病院(島原温泉病院、多良見病院、整枝療育園、佐々療養所、出島病院、東浦病院)が看護係長から総看護婦制にし、本庁の課長補佐級とした。 佐世保赤十字血液センター大村出張所開設  大村市内でウェルシュ菌による食中毒発生(患者:118名)
1967 (昭和42年)	公害対策基本法 在宅重症心身障害児(者)訪問指導要綱制定			県立長崎保健所、県衛生研究所、西彼福祉事務所の総合庁舎が長崎市滑石町に完成 3月県が胃集団検診車を購入「つばき号」一般県民の集団検診実施 長崎県赤十字血液センター業務開始  県北、五島に集中豪雨(死者50人)
1968 (昭和43年)	国立仙台病院で赤ちゃん取り違え事件 厚生省、全国千カ所の市町村に母子保健推進員を設置 大気汚染防止法・騒音規正法公布 母子保健推進員制度設置 基幹保健所構想 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律公布	医療法施行規則一部改正(新生児とも4人に1人看護婦をつける) 政府が水俣病を公害認定		カネミ油症事件発生
1969 (昭和44年)	カドミウム汚染対策策定 妊婦健康診査制度創設 がん予防対策要綱制定 寝たきり老人への訪問健康診査開始	千葉大採決過失事故発生		10月 長崎県精神衛生センター設置

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
市町村国民健康保険被保険者への健康増進活動の担い手として国保保健婦が配置				
保健所と市町村の保健婦の活動体制に関する通達				
ポリオ流行により不安を抱えた母親たちに対して情報提供し、国の生ワクチン緊急輸入の実現に協力	8月 長崎県保健婦のための処置指針【医師会長承認】 保健係長知事辞令交付 委嘱助産婦による新生児・妊産婦訪問指導開始			
	6月 長崎県衛生部長へ現状報告 1)身分統一 2)県保健婦駐在制の問題点 3)ユニフォーム 10月 医療表三表について県知事へ陳情(長崎県支部協議会より)	老人健康診査は市町村が実施		
	4月保健所保健婦の駐在制実施【峰村、豊玉村】(～S41.4月廃止) 大村市役所新庁舎落成		聖路加看護大学誕生	
	4月県医務課看護係に看護職による係長誕生 ○保健婦による精神障害者の訪問開始			4月 長崎県立保健婦専門学院を長崎県立保健婦学校と改称【修業年限1カ年、養護教諭(1級)】
	4月峰村、豊玉村保健婦駐在制廃止			
	4月保健婦派遣制度実施(小値賀町、豊玉村、峰村、上対馬町、奈留町、若松町 ～昭和48.3まで)			
保助看法一部改正(男子の看護人、准看護人が看護師、准看護師に改正)	6月保険課に国保保健婦の指導保健師設置(嘱託)			
開拓保健婦の保健所への身分移管(移管定員:261人)		4月豊玉村に保健婦採用		

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
1970 (昭和45年)	心身障害者対策基本法公布 訪問看護開始 予防接種法改正(腸チフス及びパラチフスが削除される)			胃集団検診が対癌協会へ委託 県下において始めて離島(舌岐)に配車
1971 (昭和46年)	小児がん治療研究事業実施			長崎原爆被爆者検査センター完成 県立長崎保健所、県衛生研究所総合庁舎から 西彼福祉事務所移転
1972 (昭和47年)	労働安全衛生法 難病対策要綱 老人福祉法改正(70歳以上医療無料化) 健康増進モデルセンターの整備始まる			2月上五島地区精神衛生巡回相談開始 8月対馬地区精神衛生巡回相談開始 舌岐保健所庁舎移転新築 県衛生部を保健部(4課)と改称し、保環保全局 (4課)が新設される。 献血によるHBs抗原検査開始 長崎県保健部予防課に原爆被爆者対策室設置 カネミ油症被害者の血中PCB検査開始
1973 (昭和48年)	公害健康被害補償法 乳児健康診査公費負担制度創設 特定疾患治療研究事業実施要綱制定 老人福祉法改正	老人医療費無料化実施(70歳以上)		長崎県精神衛生センターデイケア活動開始 県単による小児慢性疾患医療給付開始
1974 (昭和49年)	結核予防法の一部改正(間引検診) 市町村保健センター設置の推進 WHO母乳推進を勧告 小児慢性特定疾患研究治療事業を実施			被爆者健康手帳(一般・特別)一本化
1975 (昭和50年)	3種混合ワクチンの接種施行 薬事法の一部改正(距離制限y撤廃) 母子保健センター設置要綱 母乳運動の推進 健康増進普及運動の実施について通知	僻地医療対策実施		4月長崎県乳幼児間食無糖化運動開始 原爆被爆者対策室が対策課となる 川棚町愛育会発足
1976 (昭和51年)	風疹流行(患者150人) ラッサ熱指定伝染病となる 予防接種法大幅改正(腸チフス、パラチフス、ペストを接種対象から除外。麻疹、風疹、日本脳炎が接種対象となる。種痘中止)			4月厳原保健所上県分室開所 上対馬地区駐在所に保健師4名配置 佐世保赤十字血液センター大村出張所廃止
1977 (昭和52年)	風疹予防接種を中学生女子に実施 1歳6ヶ月健康診査実施 平均寿命が世界一に 予防接種事故の被害者に対する健康被害救済保障制度発足 1才6ヶ月児健康診査(歯科)制度創設 予防接種法一部改正(風疹が定期接種の対象となる) 市町村保健センターの整備計画策定(10ヶ年) 市町村母子保健事業のメニュー化 老人保健医療制度準備室の設置 先天性代謝異常のマススクリーニング検査実施			4月乳癌の自己検診開始 大村保健所精神衛生社会適応訓練職親制度 登録開始
1978 (昭和53年)	第1次国民健康づくり対策 市町村保健センター整備要綱 WHOアルマアタ宣言 (財)健康づくり振興財団の設立 麻疹が定期接種の対象となる 厚生省地域保健課に保健指導室設置	産業医科大学設立		大村保健所精神衛生社会適応訓練職親訓練開始 大村保健所管内断酒会活動開始
1979 (昭和54年)	国民の健康づくり対策(局長通知) WHO天然痘絶滅宣言 角膜及び腎臓の移植に関する法律公布			大村保健所改築のため旧大村市立病院の一部を仮庁舎として業務開始 (財)長崎県救急医療財団設置
1980 (昭和55年)	総合母子保健センター開所 老人保健医療対策本部設置 種痘を定期予防接種より削除			大村保健所精神衛生社会適応訓練職親訓練開始 大村保健所鉄筋コンクリート完成 川棚町母子愛育班連台会結成 原爆被爆者二世健康診断実施
1981 (昭和56年)	感染症サーベイランス事業発足 行革特例法で保健所補助金の削減 癌がS26年以来死因第1位の脳卒中を抜く		身体障害者福祉審議会総合的方策答申	

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
	4月長崎県開拓保健婦が保健所保健婦として統合(4名)			
自治体の訪問看護事業開施	4月保健婦による保健所予防課長誕生(吉井保健所) 長崎県看護協会設立 波佐見町婦人の健康調査開始	4月上対馬町に保健婦採用		4月 県立看護学校及び県立保健婦学校が統合長崎県立長崎保健看護学校となる
国民健康保険保健婦の国庫補助				
	4月派遣制度を駐在制に切換(上県町、峰村、奈良尾町、新魚目町、若松町、鷹島町に駐在)	5月小値賀町に保健婦採用		
国家予算で潜在看護婦活用体制確立のため、ナースバンクの設置が認められる 厚生看護婦需給5ヶ年計画策定		4月奈良尾町、鷹島町に保健婦採用		
	10月ナースバンクを発足し、日本看護協会長崎県支部協議会に委託(財)長崎県総合保健センター開設	市町村母子保健事業強化		
		高島町が健康センター設置(県下初) 若松町、奈留町に保健婦採用		
市町村保健センターの開設の増加 国保保健婦を市町村保健婦に身分移管		4月国保保健婦より市町保健婦となる		

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
1982 (昭和57年)	結核予防法施行令改正(高校2・3年の定期検診間引き) 老人保健法公布(70歳以上無料制度廃止) 厚労省に老人保健部設置 老人保健事業第1次5ヶ年計画 国民医療費適正化総合対策推進本部の設置			長崎大水害 (死者:299人)
1983 (昭和58年)	老人保健法施行 対がん10か年総合戦略 エイズ(AIDS)研究班発足	老人医療有料化		県立成人病センター多良見病院開院
1984 (昭和59年)	保健所運営補助金を交付金化 保健所法一部改正(交付金化) 厚生省組織改正(健康政策局、保健医療局、生活衛生局) 健康保険法一部改正(医療費一部負担) 思春期の男女を対象とした健全母性育成事業の創設	健康保険法改正(国庫負担の削減、自己負担導入)		3月巡回診療船「しいぼと」就役(～H16.3月終了) 長崎県精神衛生センターに「こころの電話」開設
1985 (昭和60年)	栄養士法改正(管理栄養士国家試験) 栄養改善法改正(管理栄養士の一部必置制) 脳死判定基準決定(厚生省研究班) B型肝炎母子感染防止事業実施要綱	医療法改正(地域医療計画を都道府県に位置づけ、病床規制)		県立大村病院開院(大村市西部町)
1986 (昭和61年)	母子保健法改正(母子保健業務の団体委任事務化) WHOオタワ憲章 痴呆性老人対策推進本部設置 国立精神・神経センター設置 老人保健法一部改正(老人保健施設) 僻地保健医療計画の策定 エイズ専門家会議設置		長寿社会対策大綱閣議決定	県立佐々療養所廃止 保健部と環境部が統合し保健環境部となる(8課)  三菱高島炭鉱閉山 (105年の歴史)
1987 (昭和62年)	結核・感染症サーベイランス事業開始 結核感染症システムで各保健所にコンピューター導入 老人保健法改正(自己負担の引き上げ、老人保健施設の創設) 公害健康被害補償法改正(地域指定解除) エイズ問題総合対策大綱 (財)エイズ予防財団設立 精神衛生法等の一部改正で「精神保健法」公布	国民医療総合対策本部中間報告(訪問介護の推進 国立病院統廃合・委譲法)		
1988 (昭和63年)	第二次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン) 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律公布 精神衛生法改正	高齢化社会の医療保障に関する提言	訪問看護等在宅ケア総合推進モデル事業開始	
1989 (昭和64年・平成元年)	地域保健将来構想報告 精神保健法の改正(精神衛生法から精神保健法へ) 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律公布(エイズ予防法) 高齢者保健福祉推進10か年戦略が策定(ゴールドプランH2年からスタート)		健やかな長寿、福祉社会を実現するための報告 高齢者保健福祉10か年戦略(ゴールドプラン) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律	
1990 (平成2年)	地域保健活動の充実強化について(地域保健将来構想報告の具体化) 保健所運営費交付金から医師人件費相当分を外し、一般財源化 保健所事業費等補助金新設(情報システム整備、在宅医療推進モデル事業を対象) 福祉八法改正 ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進10か年戦略) 寝たきり老人ゼロ作戦 在宅介護支援センターを全国の市町村に設置 合計特殊出生率1.57(出生率低下減少)	21世紀をめざした今後の医療供給体制のあり方	老人福祉法等一部改正(都道府県から市町村への事務移譲)	
1991 (平成3年)	母子保健法改正(母子健康手帳の交付等) 老人保健法改正(老人訪問看護制度を創設) 老人保健事業第3次計画発表 市町村保健センター建設費の補助は財政力指数1.0以上の自治体は対象外に		老人保健福祉計画策定指針の骨子について	普賢岳噴火
1992 (平成4年)	保健婦未設置市町村にも市町村保健婦活動費交付金を配分 公害健康被害の補償等に関する法律施行 老人訪問看護制度開始 国保法改正 老人保健事業第3次計画 老人訪問看護ステーションの創設	医療法の改正		

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
老人保健事業がすべて市町村実施となり、市町村保健師が増加。				
市町村保健婦補助金を交付金化 厚生省の看護制度検討会発足				
市町村保健活動交付金交付要綱				
厚生省は5/12を「看護の日」と制定。 その日を含む1週間を「看護週間」とした。 WHOプライマリーヘルスケア看護開発協力センターを聖路加っ大学に開所				

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
1993 (平成5年)	環境基本法公布 都道府県、市町村の保健福祉計画策定 保健所運営費交付金の地方交付税化 障害者基本法(心身障害者対策基本法を改正)			
1994 (平成6年)	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律 (保健所を二次医療圏毎に整理・統合、母子保健事業のほぼ全面的な市町村への移譲など) 地域保健法制定 『地域保健対策の推進に関する基本的な指針』策定 母子保健法・児童福祉法・栄養改善法の改正 自治法の改正(保健所政令市の基準;人口30万以上へ) 予防接種法改正 当面の精神保健対策についての意見 市町保健活動費交付金を地方交付税化 エンゼルプラン 第2次対がん10か年総合戦略			
1995 (平成7年)	老人保健法における総合健康診査に歯周疾患検診導入 結核予防法一部改正(公費負担の見直し) 精神保健法改正で精神保健福祉法 新ゴールドプラン 障害者プラン			
1996 (平成8年)	らい予防法廃止 検疫伝染病から痘そうを削除 指定伝染病に腸管出血性大腸菌感染症を指定 臓器移植法成立	結核医療の基準(告示)の一部改正		
1997 (平成9年)	地域保健法全面施行 介護保険法案が成立 伝染病予防法を廃止し、感染症予防法に統合			県立保健所が13か所から8か所へ再編統合された 保健予防課保健班から地域保健課健康増進班、予防班、精神保健福祉班の1課3班体制へ 離島は、1課2班体制へ 企画調整課へ保健師が1名配置された
1998 (平成10年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律施行			
1999 (平成11年)	新エンゼルプラン 地方分権一括法制定			
2000 (平成12年)	健康日本21(第一次)策定 介護保険法施行 老人保健事業第4次計画スタート 児童虐待防止法制定 ゴールドプラン21 老人保健事業第4次計画 第3次健康づくり対策 健やか親子21 第3次対がん10か年総合戦略			
2001 (平成13年)	老人保健法による健康診査の一部改正、C型肝炎ウイルス検診の実施 省庁再編で厚生労働省が発足			
2002 (平成14年)	精神保健福祉法改正 健康増進法制定			
2003 (平成15年)	健康増進法施行 次世代育成支援対策推進法制定			
2004 (平成16年)	発達障害者支援法制定(17年施行) 児童福祉法改正 児童虐待防止法改正 結核予防法を廃止し、感染症予防法に統合 保健所長の資格要件見直し		新潟県中越地震	県立保健所改組 地域保健課健康対策班、保健福祉班の1課2班体制へ
2005 (平成17年)	介護保険法改正(18年施行) 障害者自立支援法制定(18年施行) 高齢者虐待防止法制定(18年施行) 食育基本法制定 新型インフルエンザ対策行動計画策定		福岡県西方沖地震	中央児童相談所、婦人相談所、長崎身体障害者更正相談所、長崎知的障害者更正相談所、精神保健福祉センターの5つの機関が統合し、長崎こども・女性・障害者支援センターへ



保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
保健師助産師看護師法の一部改正 (保健師創設)				
	保健予防課精神保健福祉班に保健師1名配置	母子保健サービスの実施主体が市町村へ	保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則の改正 看護師・保健師統合カリキュラムの施行	
地域保健における保健婦及び保健師の保健活動について 地域保健における保健婦及び保健師の保健活動指針について	上対馬地区駐在所に保健師4名配置			
				4月県立長崎シーボルト大学開学
保健師助産師看護師法の一部改正 (保健婦・士を保健師へ統一)				長崎大学医学部に保健学科 (定員 看護学専攻80名、理学療法学専攻20名、作業療法学専攻20名)を設置 長崎県立長崎保健看護学校が閉校
保健師・助産師・看護師に名称変更				
地域における保健師の保健活動について 保健師活動指針改正				
		市町村合併 (79市町村→ 21市町へ) 業務担当制 が加速		
				4月長崎県公立大学法人県立長崎シーボルト大学へ移行

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
2006 (平成18年)	医療制度改革 (高齢者医療確保法制定(20年施行) がん対策基本法制定(19年施行) こんにちは赤ちゃん事業開始 自殺対策基本法制定 障害者自立支援法に改正 がん対策基本法制定 食育基本計画策定 禁煙支援マニュアル策定 健康づくりのための運動基準策定			ドクターヘリ事業が開始
2007 (平成19年)	新健康フロンティア戦略 がん対策基本計画	新潟県中越沖地震		
2008 (平成20年)	特定健康診査・特定保健指導開始 長寿医療制度開始			
2009 (平成21年)	肝炎対策基本法制定			県地方機関再編により、保健所は、組織上振興局保健部として位置付けられた
2010 (平成22年)				
2011 (平成23年)	介護保険法改正(24年施行) 障害者虐待防止法制定(24年施行)	東日本大震災		
2012 (平成24年)	地域保健対策の推進に関する基本指針の改正 健康日本21(第2次)の策定			
2013 (平成25年)	母子保健法等の改正			未熟児養育医療、未熟児訪問、育成医療の業務が市町へ委譲
2014 (平成26年)	5月難病の患者に対する医療等に関する法律 医療・介護総合推進法成立 予防接種法の改正(水痘が定期接種(A類疾病)に追加)	デング熱、戦後初の国内感染  御嶽山噴火 広島市土砂災害		県立保健所改組、保健師定数削減 離島保健所が企画保健課と衛生環境課の2課体制に
2015 (平成27年)				DHEATマニュアル整備、DHEAT養成開始
2016 (平成28年)	全国8ブロックでDHEAT養成開始	熊本地震		
2017 (平成29年)	「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」設置	九州北部豪雨		

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
保健師助産師看護師法の一部改正 (保健師免許に看護師免許が必須) 地域包括支援センターに保健師設置		障害、福祉 部門へ保健 師配置		4月長崎大学医歯薬学総合研究科保 健学専攻設置(修士課程)
			学校養成所指定規則一部改正 カリキュラム改正 「公衆衛生看護学」から「地域看護学」へ	佐世保市の長崎県立大学と統合し、長 崎県立大学シーボルト校となる。
保健師助産師看護師法の一部改正			保健師教育年限が「6か月以上」から「1年 以上」に変更、免許取得後の研修等によ る資質向上を努力義務とした。 保健師基礎教育の必要単位数を23単位 に変更 保健師基礎教育の公衆衛生看護学実習 に人数を制限する都道府県が出現	活水女子大学に看護学部を設置し、看 護学科を置く。
	医療政策課(看護指導 班)から医療人材対策室 (看護師確保推進班)へ			
			保健師助産師看護師学校養成所等指定 規則の改正 「地域看護学」から「公衆衛生看護学」へ 大学における看護系人材養成の在り方 に関する検討会 保健師基礎教育が統合カリキュラムから 選択性へ、大学院での基礎教育開始が 実現した。	
専門領域を地域看護学から公衆衛 生看護学に名称変更 必要単位数を28単位で基礎教育を 開始 保健師活動指針の見直し	医療人材対策室 保健師 2名配置			4月長崎大学医歯薬学総合研究科保 健学専攻助産師養成コース設置(修士 課程)
地域における保健師の保健活動に ついて(局長通知) 保健師活動指針改正				
	企画調整課保健師配置 なし  本庁福祉保健課に保健 師2名配置 本庁医療政策課感染症・ がん対策班に保健師1名 配置 県央保健所に教育部門 設置(保健師2名配置) 本庁保健師10名から13 名に増員配置			
	10月～国保・健康増進課 疾病対策班に保健師1名 配置			
保健師に関する研修のあり方に関す る検討会最終とりまとめ公表	医療政策課(在宅医療・ がん対策班と感染症対 策班)から感染症・がん 対策班へ			長崎県立大学が修士課程開始
	本庁保健師13名から15 名に増員配置 職員厚生課保健師3名配 置へ			

○長崎県の行政保健師の変遷

年度	保健・医療・福祉等の国の動き			
	保健	医療	福祉等	長崎県の動き
2018 (平成30年)		西日本豪雨		7月 全国初のDHEAT派遣

【引用・参考文献】

- 1) 日本看護協会出版会「新版 保健師業務要覧 第3版2018年版」2018.1、p161-163
- 2) 長崎県保健部医務課：看護のあゆみ.1981.p1-10
- 3) 長崎県大村保健所：保健所のあゆみ.p103-126
- 4) 日本公衆衛生協会：ふみしめて五十年 保健婦活動の歴史.1993.2.p480-487.p494-497
- 5) 長崎県立長崎保健看護学校閉校記念誌 平成13年3月25日発行.p84

※ 不足している点については、ご容赦ください。

保健師に関する動き			保健師等教育の動き	
全国	長崎県保健師	市町村保健師	全国	長崎県
	厚労省と県の保健師人事交流開始(2ヵ年) 厚労省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室に県保健師1名派遣 国保・健康増進課健康づくり班に国保健師1名配置			



長崎がんばらんば隊:がんばくん・らんばちゃん

長崎県保健師活動指針  
長崎県

発行 長崎県福祉保健部福祉保健課  
連絡先 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1  
TEL 095(895)2412  
FAX 095(895)2570  
E-mail s04060@pref.nagasaki.lg.jp